

介護福祉士実務者研修養成施設の情報開示

2018年度作成

設置者	特定非営利活動法人 福祉サポートセンター さわやか愛知 大府市共栄町二丁目420-1 0562-47-2893 理事長 川上 里美 介護福祉士養成施設以外の実施事業及び財務諸表等に関しては 法人ホームページを参照		
養成施設	さわやか愛知実務者研修 大府市共栄町二丁目420-1 0562-47-2893 理事長 川上 里美 学則 (添付1を参照) 施設の概要 福祉サポートセンター さわやか愛知 さわやかハウス研修室 設備等 (添付2を参照)		
養成課程	受講期間	2018年	5月～12月
	スクーリング		5月19日～12月8日
	定員	各クラス20名	
	テキスト	「介護福祉士実務者研修テキスト」(中央法規出版)	
	介護実習	実施しない	
	募集・申込は	法人ホームページを参照	
	問合せは	特定非営利活動法人 福祉サポートセンター さわやか愛知 大府市共栄町二丁目420-1 0562-47-2893	

介護福祉士実務者研修(通信課程) 教育課程

科目名	必修選択の別	印刷教材による授業時間数	レポート 提出回数	面接授業時間数	面接授業の演習回数
人間の尊厳と自立	必修	5	1		
社会の理解Ⅰ	必修	5	1		
社会の理解Ⅱ	必修	30	1		
介護の基本Ⅰ	必修	10	1		
介護の基本Ⅱ	必修	20	1		
コミュニケーション技術	必修	20	1		
生活支援技術Ⅰ	必修	20	1		
生活支援技術Ⅱ	必修	30	1		
介護過程Ⅰ	必修	20	1		
介護過程Ⅱ	必修	25	1		
介護過程Ⅲ	必修			45	
発達と老化の理解Ⅰ	必修	10	1		
発達と老化の理解Ⅱ	必修	20	1		
認知症の理解Ⅰ	必修	10	1		
認知症の理解Ⅱ	必修	20	1		
障害の理解Ⅰ	必修	10	1		
障害の理解Ⅱ	必修	20	1		
こころとからだのしくみⅠ	必修	20	1		
こころとからだのしくみⅡ	必修	60	1		
医療的ケア	必修	50	1		

医療的ケア演習(※)	必修		1	8	
合計		405		53	
※医療的ケア演習 ・喀痰吸引 口腔5回以上 鼻腔 5回以上 気管カニューレ内部5回以上 ・経管栄養 胃ろう又は腸ろう5回以上 経鼻経管栄養5回以上 ・救急蘇生法演習1回以上					

介護福祉士実務者研修料金表

保有資格	受講料
介護職員基礎研修	30,000 円
介護職員初任者研修かつ喀痰吸引等研修 (ホームヘルパー2級)	50,000 円
ホームヘルパー1級	70,000 円
介護職員初任者研修 (ホームヘルパー2級)	80,000 円
無資格	120,000 円

〈科目免除について〉

実務者研修のカリキュラムと受講時間について

カリキュラム	資格取得者				
	受講の仕方	時間数	ヘルパー2級	ヘルパー1級	介護職員基礎研修
科目内容					
人間の尊厳と自立	通信	5時間	免除	免除	免除
社会の理解Ⅰ	通信	5時間	免除	免除	免除
社会の理解Ⅱ	通信	30時間	30時間	免除	免除
介護の基本Ⅰ	通信	10時間	免除	免除	免除
介護の基本Ⅱ	通信	20時間	免除	免除	免除
コミュニケーション技術	通信	20時間	20時間	免除	免除
生活支援技術Ⅰ	通信	20時間	免除	免除	免除
生活支援技術Ⅱ	通信	30時間	免除	免除	免除
介護過程Ⅰ	通信	20時間	免除	免除	免除
介護過程Ⅱ	通信	25時間	25時間	免除	免除
介護過程Ⅲ	スクーリング	45時間	45時間	45時間	免除
発達と老化の理解Ⅰ	通信	10時間	10時間	免除	免除
発達と老化の理解Ⅱ	通信	20時間	20時間	免除	免除
認知症の理解Ⅰ	通信	10時間	10時間	免除	免除
認知症の理解Ⅱ	通信	20時間	20時間	免除	免除
障害の理解Ⅰ	通信	10時間	10時間	免除	免除
障害の理解Ⅱ	通信	20時間	20時間	免除	免除
こころとからだのしくみⅠ	通信	20時間	免除	免除	免除
こころとからだのしくみⅡ	通信	60時間	60時間	免除	免除
医療的ケア	通信	50時間	50時間	50時間	50時間
医療的ケア演習	スクーリング	約5回	約5回	約5回	約5回
受講時間		450時間+	320時間+	95時間+α	50時間+α

※ 科目免除があっても研修期間は同じ6か月です。

担当教員

氏名	担当科目	資格名
◎丸山 冬芽	人間の尊厳と自立 社会の理解Ⅰ 社会の理解Ⅱ 介護の基本Ⅰ 介護の基本Ⅱ コミュニケーション技術 生活支援技術Ⅰ 生活支援技術Ⅱ 介護過程Ⅰ 介護過程Ⅱ 介護過程Ⅲ 発達と老化の理解Ⅰ 発達と老化の理解Ⅱ 認知症の理解Ⅰ 認知症の理解Ⅱ 障害の理解Ⅰ 障害の理解Ⅱ こころとからだのしくみⅠ こころとからだのしくみⅡ	介護福祉士
◎丸山 冬芽	介護過程Ⅲ	介護福祉士
戸田 愛	医療的ケア	看護師

添付1

さわやか愛知実務者研修学則

第1章 総則

(目的)

第1条

福祉サポートセンターさわやか愛知(以下、「本校」という。)の実務者研修は、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定に基く介護福祉士試験の受験資格を得させるための研修を行い、介護福祉士として必要な知識及び技能を授け、地域社会における地域福祉の担い手として貢献し得る人材を養成することを目的とする。

(名称)

第2条

研修の名称は、「さわやか愛知実務者研修(以下、「本講座」という。)」と称する。

(位置)

第3条

本校は、愛知県大府市共栄町二丁目420-1に置く。

第2章 研修期間、定員、対象地域及び在籍期間等

(研修期間、定員及び対象地域)

第4条

本講座の研修期間、定員及び対象地域は、次のとおりとする。

研修期間 定員 対象地域
6月 20名 愛知県

(入学及び修了の時期)

第5条

本講座の入学開講期間は、毎年、施設長が定めた月日から6か月間(施行規則第二十一条

第三号に掲げる者にあつては、一月以上)とする。

第6条

在籍期間が2年目以降になる場合には、期間延長の手続きをとり、施設長の許可を得なければならない。

(休業日)

第7条

休業日は、定休日ではなく施設長が別途定めるものとするが、原則として無休である。

第3章 教育課程及び授業方法

(教育課程及び授業時間数)

第8条

本校の教育は、通信制により行う。

2、本講座の教育課程及び授業時間(実時間)数は、別表1のとおりとする。

(授業方法)

第9条

授業は、教材及び学習の手引きを配布し、質問応答、学習課題に対するレポートの提出及び面接授業その他適切な方法により行う。

2、面接授業は、福祉サポートセンターさわやか愛知において行う。

第10条

受講生は、第8条第2項に定める授業科目ごとの時間数を自宅学習し、示された学習課題について、それぞれ定められたところによりレポートで提出し、添削指導及び評価を受けなければならない。

2、受講生は、教材の内容についてファックス又は電子メールにより質問することができるものとし、質問に関する郵送料・通信料は、受講生の負担とする。

(面接授業)

第11条

面接授業は、第8条第2項に定める授業科目及び時間数又は回数とする。

2、面接授業期間内に面接授業科目の理解度を評価するため、小レポートを提出させる。

(面接授業の開催時期等)

面接授業の開催時期等については、別に定めるところによる。

(科目の修了認定)

第12条

介護職員初任者研修、訪問介護員養成研修、介護職員基礎研修、認知症介護実践者研修及び喀痰吸引等研修を修了している場合のほか、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けている介護福祉士学校及び福祉系高等学校等並びに厚生労働大臣の指定を受けている介護福祉士養成施設が行う教育科目(介護福祉士実務者研修の教育内容と同様の教育を行う科目に限る。)の一部及び介護福祉士実務者研修の教育科目の一部を修得している場合並びに地域の団体等で実施されている研修であつて、一定の内容・質、時間数が担保されているもの(厚生労働省地方厚生(支)局に届け出て受理されたものに限る。)を修了している場合には、科目単位で本校で履修し修得したものとみなす(次項及び第20条において、「修了認定」という。)ことがある。

2、前項に定める研修等のうち、介護職員初任者研修、訪問介護員養成研修、介護職員基礎研修、認知症介護実践者研修及び喀痰吸引等研修を修了した者の前項の規定に基く修了認定については、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について(平成23年11月4日社援基局1104第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)」の別添1のとおり取扱うものとする。

第4章 教職員組織

(教職員組織)

第13条

本校に次の各号に掲げる教職員を置く。

- 一 施設長 1名
- 二 専任教員 1名
- 三 兼任講師 9名
- 四 事務職員 1名

(教員会議)

第14条

本校に教員会議を置き、前条に掲げる者をもって組織する。

- 2、教員会議は、施設長が召集し、その議長になる。
- 3、教員会議は、次の事項について審議する。
 - 一 教育課程の編成に関する事項
 - 二 受講生の募集に関する事項
 - 三 受講生の修了に関する事項
 - 四 研修生の除籍に関する事項
 - 五 研修課程上必要な施設、設備に関する事項
 - 六 教員の選考に関する事項
 - 七 その他必要と認める事項

第5章 受講許可及び除籍

(受講資格、受講許可)

第15条

本講座を受講することができる者は、本講座受講申込期間の定員数内に、自筆記入の申込書をもって応募し、所定期日までに受講料を納付した者とする。

- 2、施設長は、前項の受講資格を満たす者に申込先着順に受講を許可し、定員に達した時点で募集を締め切るものとする。
- 3、受講許可にあたっては、特段の入校者選考は行わない。

(受講手続き)

第16条

受講手続きは次のとおりである。

- (1)受付期間は、募集開始日から研修開始前日までとする。
- (2)申込方法は、所定の受講申込書に必要事項を自筆記入・押印のうえ、本校へ申し込む。後日、本校からの受講決定の連絡後、下記に受講料を振込む。

〈振込先〉 三菱東京UFJ銀行 大府支店 普通預金 1630261
特定非営利活動法人 福祉サポートセンターさわやか愛知
愛知県大府市共栄町2丁目420-1

入金日をもって申込完了日とする。

(受講料)

第17条

受講料は別表2のとおりとする。

(除籍)

第18条

次の各号に該当する者は、教員会議の議を経て、施設長が退学・休学・除籍・復学を決定する。

- 一 納付すべき受講料を所定の期日までに納付しない者
- 二 面接授業をすべて無断欠席した者
- 三 死亡の届出があった者
- 四 性行不良で改善の見込みがない者
- 五 正当な理由がなくて、出席が常でない者

六 本研修課程の秩序を乱し、その他受講生としての本分に著しく反した者

第6章 学習の評価及び教育課程修了の認定

(学習の評価)

第19条

施設長は、第8条第2項の教育課程の定めるところにより修了すべき科目についてのレポート評価、面接授業の出席及び小レポートより成績を判定し、その合格者に対して当該科目の修了を認定する。

2、レポートの成績評価は、各100点を満点とし、60点以上を合格、59点以下を不合格とする。

3、養成施設指定規則に基づき編成された各科目の出席時間数が養成施設指定規則に定める時間数の3分の2に満たない者については、当該科目の認定をしない。

4、レポートの成績評価が不合格の場合、又は面接授業が不合格になった科目については、指定する期限、方法によりレポートの再提出、又は面接授業の再履修を認めることができる。この場合においては、所定の手続きをとり、本校の許可を得なければならない。また、別途有料とする。料金は、別表のとおりとする。

5、受講後2年目以降も引き続き、前項に定めるレポートの再提出及び面接授業の再履修になる科目は、再履修科目として取り扱う。この場合においては、施設長の許可を得なければならない。

6、履修を定められた科目のうち既取得資格証をもって免除されるものは、第12条2項に基づいて施設長が判断する。

(修了)

第20条

本講座に六月(施行規則第二十一条第三号に掲げる者にあつては、一月)以上在籍し、所定の教育課程を修めた者に対しては、教員会議の議を経て、施設長が修了・卒業を認定する。

(修了証明書の授与)

第21条

前条の規定により修了が認定された者に対し、施設長は、修了証明書を授与する。

第7章 受講料の返還

(受講料の返還)

第22条

既納の受講料及びその他の費用は一切返還しない。

第8章 補則

(学則の改廃)

第23条

この学則の改廃は教員会議の議を経て、施設長の承認を得るものとする。

第24条

この学則に定めるもののほか必要な事項は、施設長が別に定める。

附則

この学則は、平成28年7月1日から施行する。

添付2

実習用モデル人形	視聴覚機器	パソコン
人体骨格模型	障害者用調理器具・食器類	AV機器
成人用ベッド	和式布団一式	プロジェクター
移動用リフト	吸引装置一式	スクリーン
スライディングボード・マット	経管栄養用具一式	テレビ
車いす	処置台又はワゴン	
簡易浴槽	吸引訓練モデル	
ストレッチャー	経管栄養訓練モデル	
排せつ用具	心肺蘇生訓練用機材一式	
歩行補助つえ	人体解剖模型	
盲人安全つえ		